

議案第156号

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成14年さいたま市条例第111号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(適用除外) 第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による協議を要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項（ <u>同項第5号</u> を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。） (6)～(21) [略]	(適用除外) 第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による協議を要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項（ <u>同項第4号</u> を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。） (6)～(21) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。